

都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会

会長 寺岡 洋一

(公印省略)

中野国土交通大臣からの「トラック運送業における価格転嫁・取引適正化に関する  
今後の取組についての要請」について

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月 8 日、中野洋昌国土交通大臣より、賃上げのための価格転嫁・取引適正化について、①下請法改正の十分な周知と早期の自主的な対応への着手、②他の事業者に運送委託を行う事業者において、多重取引構造を当然とする商習慣の見直しと実運送に係るコストを勘案した価格決定、③運賃収入上昇分のトラックドライバーの給与の引き上げ等 6 項目について、大臣より直接要請を受けたところですが、別紙のとおり、8 月 25 日に、中野国交大臣より標記「トラック運送業における価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について」再度要請がありました。

要請内容は、別紙のとおりであります。特に各事業者において、①元請事業者をはじめとする他の事業者に運送委託を行う全ての事業者における改正物流法の着実な履行、多重取引構造を当然とする商習慣の見直しや実運送事業者のコストを勘案した価格決定、②全ての事業者において、労務費指針の趣旨を踏まえた運賃収入上昇分のトラックドライバーの給与の引き上げについて、積極的かつ自主的な取組を進めていただくよう要請を受けております。

つきましては、本要請内容について、貴協会会員事業者に対し周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、今後地域ごとに、下請法・下請振興法説明会が開催される予定となっておりますので、会員事業者への周知等についてご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

■添付資料

添付 1 国土交通大臣からトラック業界に対する「価格転嫁・賃上げの要請」(2025.04.08)

添付 2 トラック運送業における価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について(要請)  
(令和 7 年 8 月 25 日付け国自貨第 285 号)

添付 3 公正取引委員会作成資料「下請法・下請振興法改正法の概要」

添付 4 「下請法」は「取適法」へ ～知っておきたい制度改正のポイント～

■参考 改正下請法(取適法)説明会の開催概要

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kaiseihou\\_setsumeikai.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kaiseihou_setsumeikai.html)

(本件に関する問い合わせ先)

(公社)全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037